

保証委託約款(つなぎローン)

申込人(債務者)・連帯債務者・連帯保証人(予定者を含む)または担保提供者(以下「申込人等」という)は、金融機関との金銭消費貸借契約(以下「ローン契約」という)に従い、申込人等が金融機関に対して負担する債務について次の各条項を承認のうえ、九州総合信用株式会社(以下「保証会社」という)と金融機関との保証契約による信用保証を保証会社に委託します。

なお、保証会社は、金融機関と金銭消費貸借契約が成立したことを停止条件として、当該条件の成就時に保証委託申込を承諾するものとします。

第1条(委託の範囲および期間)

1. 債務者・連帯債務者が保証会社に保証委託する保証債務の範囲は金融機関の実施している融資制度による債務者・連帯債務者の金融機関からの借入金、利息、損害金その他一切のものを含みます。
2. 保証会社の保証を得て金融機関から融資を受ける場合は、保証会社および金融機関との間で締結している約定書(契約書、差入書を含む)の各条項を遵守し、期日には元利金共に必ず支払います。
3. 本委託契約の有効期間は債務者・連帯債務者と金融機関との間において締結した金銭消費貸借契約に基づく融資期間とします。

第2条(連帯保証人・担保)

1. 連帯保証人は債務者が保証会社に対して負担する一切の債務につき連帯して履行します。
2. 債務者・連帯債務者または連帯保証人は、保証会社または金融機関が債権保全のため必要と判断した場合は、ローン契約による債権を保全するに足る担保を保証会社に提供することに同意します。
3. 債務者・連帯債務者または担保提供者が提供した抵当権その他一切の担保につき、債務者・連帯債務者または担保提供者から申出のあるときは、連帯保証人の承諾を得ることなく担保の返還、放棄、解除等、担保消滅に関する行為がなされても、連帯保証人は、これを理由として自己の責任履行につき異議を申し立てません。
4. 提供した担保は、債務者・連帯債務者および連帯保証人が保証会社に対して、負担する現在および将来の一切の債務に共通するものとし、また、債務者・連帯債務者および連帯保証人は、保証会社から、将来必要と認めて請求されたときは、直ちに別の担保を提供し、または連帯保証人を立て、その他火災保険、生命保険の契約を要求されたときは、直ちに応諾し実行します。
5. 申込人等は、保証会社に差入れた担保につき、保証会社において必ずしも法定の実行方法によらず適宜の方法によって、これを処分されても異議ありません。
6. 債務者・連帯債務者および担保提供者は、金融機関等の書面による事前の承諾を得なければ、本ローンの対象土地および本件建築物を第三者に譲渡すること、もしくは貸与すること、または抵当権その他の担保の目的に供することはできないことに同意します。

第3条(反社会的行為)

1. 申込人等は、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - ①暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という)
 - ②暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ③暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ④自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - ⑤暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - ⑥役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 申込人等は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約します。
 - ①暴力的な要求行為
 - ②法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ④風説を流布し、偽計を用いたり威力を用いて保証会社の信用を毀損し、または保証会社の業務を妨害する行為
 - ⑤その他前各号に準ずる行為
3. 申込人等が、第1項各号のいずれかに該当し、もしくは第2項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、債務者・連帯債務者との取引を継続することが不適切である場合には、保証会社が保証債務の履行を免れる、もしくは第4条の代位弁済前といえども保証会社が、何ら通知、催告を要せず、求償権を事前に行使されても何らの異議を申し立てません。
4. 第2項もしくは第3項の規定の適用により、申込人等に損害が生じた場合にも、保証会社に何らの請求をしません。また、保証会社に損害が生じたときは、申込人等がその責任を負います。
5. 上記第1項から第4項までの条項は、申込人等がすでに保証会社と取り交わしている保証委託契約にも同様に適用される

ことに同意します。

第4条(代位弁済)

- 債務の履行を遅滞したときはもちろん、履行期前といえども、保証会社において任意に、かつ、債務者・連帯債務者および連帯保証人に対して何らの通知なく、保証会社と金融機関との間の保証契約に基づいて保証債務が履行された場合、債務者・連帯債務者および連帯保証人は共に何らの異議なく求償債務全額につき弁済を履行します。
- 債務者・連帯債務者および連帯保証人は、保証会社が弁済によって取得した権利を行使する場合には、債務者・連帯債務者が金融機関との間に締結した契約のほかに、なおこの契約の各条項が適用されても異議ありません。
- 債務者・連帯債務者および連帯保証人は、保証会社が金融機関に代位弁済した場合、金融機関が債務者・連帯債務者に対して有していた一切の権利(抵当権を含む)を保証会社が承継または、譲受されることに異議ありません。
- 連帯保証人は、金融機関に対して保証債務の履行をしても、保証会社に対し求償権を有しないものとします。
- 保証会社による代位弁済後の債務者に対する履行請求は、他の債務者および連帯保証人に対してもその効力が生じるものとします。
- 保証会社による代位弁済後の連帯保証人に対する履行請求は、債務者および他の連帯保証人に対してもその効力が生じるものとします。

第5条(求償権の事前行使)

- 債務者・連帯債務者および連帯保証人について次の各号の事由が一つでも生じたことを保証会社が知ったときは、保証会社は求償権を事前に行使できるものとします。
 - 差押、仮差押、仮処分、強制執行、競売、滞納処分等の申立を受けたとき、仮登記担保権の実行通知が到達したとき、民事再生、破産その他裁判上の倒産手続の申立があったとき、または清算の手続に入ったとき、債務の整理・調整に関する申立があったとき
 - 自ら振出した手形、小切手が不渡りとなったとき
 - 電子債権記録機関の支払不能処分を受けたとき
 - 担保物件が罹災、その他著しく変形または滅失したとき
 - 保証会社および金融機関に対する債務の一つでも期限に弁済せず、また取引約定の一つでも違反したとき
 - 保証会社に対する住所変更の届出を怠る等債務者・連帯債務者の責に帰すべき事由によって、保証会社において債務者・連帯債務者の所在が不明になったとき
 - 前各号のほか、債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき
2. 債務者・連帯債務者は保証会社が前項により求償権を事前に行使する場合には、民法 461 条に基づく抗弁権を主張しません。担保がある場合も同様とします。

第6条(求償権の範囲)

債務者・連帯債務者は、保証会社が保証債務を履行したときは、保証会社が金融機関に弁済した債務の元本、利息、遅延損害金およびこれに附隨する一切の債務を遅延なく支払います。この場合元本、利息、遅延損害金、およびこれに附隨する一切の債務について弁済日の翌日から完済日まで年 14.6% の割合による損害金を保証会社に弁済します。

第7条(費用の負担)

債務者・連帯債務者および連帯保証人は保証会社が債権保全のため要した費用ならびに、第4条、第5条および第6条によって取得した権利の保全、行使または担保の保全もしくは処分および担保権の移転に要した費用を負担します。この費用は訴訟費用および弁護士費用を含みます。

第8条(求償金等の弁済)

保証会社が金融機関からの請求により代位弁済したときは、債務者・連帯債務者、連帯保証人は保証会社が金融機関に弁済した債務の元金は勿論、利息、損害金、費用等すべてを直ちに保証会社に持参または送金して支払います。

債務者・連帯債務者、連帯保証人が支払った弁済金が保証委託契約に基づく保証会社に対する全ての債務を消滅させるのに足りない場合、保証会社が適当と認める順序、方法により充当することができるものとします。

第9条(届出事項)

- 申込人等は、氏名・住所・電話番号・勤務先その他届出事項に変更があったとき、また債務者・連帯債務者、または連帯保証人について家庭裁判所の審判により補助・保佐・後見が開始され、もしくは任意後見人の選任がなされたときは、直ちに保証会社に書面で届けるものとします。また、債務者・連帯債務者または連帯保証人の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届けるものとします。なお、債務者・連帯債務者および連帯保証人は、この場合の成年後見人等の法定代理人は、この契約締結日現在、行為能力者であることを確約します。
- 申込人等が前項の届出を怠ったために、保証会社からなされた通知または送付された書類等が延着または到着しなかった場合は通常到着すべきときに到着したものとみなします。また届出を怠ったために申込人等に生じた損害について保証会社は責任を負わないものとします。

第10条(報告・調査および通知)

- 申込人等は、保証会社が債権保全上必要と認めて請求した場合には、担保の状況ならびに申込人等の資産・収入・信用状況

等について直ちに報告し、また調査に必要な便益を提供します。この調査にあたり、保証会社の委託する者が調査しても何ら異議ありません。

2. 申込人等は、前項の事項に重大な変動が生じたとき、または生じる恐れのあるときは直ちに保証会社に通知しその指示に従います。
3. 債権保全上の理由で保証会社が必要と認めた場合、保証会社または保証会社が委託する者が、申込人等の住民票等を取得できるものとします。

第 11 条(公正証書の作成)

申込人等は、保証会社の請求があるときは、いつでも公証人に委託してこの契約による債務の承認および強制執行の認諾条項のある公正証書の作成に関する一切の手続を行い、費用を負担します。

第 12 条(管轄裁判所の合意)

債務者・連帯債務者および連帯保証人は、本契約に関する訴訟、調停および和解については、保証会社本社の所在地の裁判所を管轄裁判所とすることに合意いたします。

第 13 条(危険負担・免責条項)

債務者・連帯債務者および連帯保証人は、証書等の印影を債務者・連帯債務者および連帯保証人の届け出た印鑑に、相当の注意をもって照合し、相違ないと認めて取引されたときは、証書等の印章について偽造、変造、盗用等の事故があつても、これによって生じた損害は債務者・連帯債務者および連帯保証人の負担とし、証書等の記載文書にしたがつて責任を負います。

第 14 条(手数料および保証料)

1. 本件保証に伴う基本手数料として保証会社所定の金額を支払います。なお、繰上げ返済した場合は返戻されないことに同意します。
2. 本件保証において、債務者・連帯債務者の申出に基づき保証会社が承諾し、保証条件が変更された場合は、条件変更手数料として保証会社所定の金額を支払います。
3. 保証料については、保証金額・保証期間に応じた額を保証会社所定の料率による計算・方法により支払います。また、保証期間(支払期間)を延長した場合も同様とします。
①保証料一括払い方式の場合は、保証料を前払いします。
②保証料分割払い方式の場合は、金融機関が債務者・連帯債務者の支払った利息および支払うべき利息の中から保証料を支払うことに同意します。

第 15 条(約款の変更)

1. 本約款の各条項その他の条件は、民法 548 条の 4 の定めに従い、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、保証会社ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
2. 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

第 16 条(返戻保証料および繰上完済に伴う保証解約料)

1. 保証料一括払い方式の場合、債務者・連帯債務者が被保証債務を繰上げ完済した場合の返戻保証料は、保証会社所定の計算方法とし、繰上完済に伴う保証解約料および振込に要する所定の手数料を負担し、返戻保証料より差し引かれることに異議ありません。
2. 繰上完済に伴う保証解約料
保証料一括払い方式の場合、債務者・連帯債務者は、繰上完済に伴う保証解約料として返戻保証料の 30%相当額または 31,500 円のいずれか大きい額を支払います。なお、返戻保証料が 31,500 円に満たない場合は、返戻保証料の全額を保証解約料として支払います。

第 17 条(求償権の回収委託および譲渡)

1. 申込人等は、保証会社が必要と認めるときは保証会社の一切の債務の管理・回収業務を「債権管理回収業に関する特別措置法」に基づき法務大臣より営業許可を受けた債権管理会社に委託することに同意します。
2. 保証会社は将来、申込人等に対して有する債権を、第三者に譲渡もしくは担保に提供できるものとします。その場合、申込人等は、保証会社に対して相殺、同時履行、無効・取消・解除、弁済、消滅時効、その他一切の抗弁権を有していた場合でもそれを放棄します。

第 18 条(第三者弁済)

債務者・連帯債務者および連帯保証人は、第三者による弁済申出があった場合に、債務者・連帯債務者および連帯保証人の意思に反しないものとして取り扱うことに同意します。

第 19 条(債務者情報の確認)

1. 連帯保証人は、債務者・連帯債務者から民法 465 条の 10 第 1 項に定める次の各号の情報の提供を受けたことを表明し、保証します。
①財産および収支の状況
②主たる債務以外に負担している債務の有無ならびにその額および収支の状況
③主たる債務の担保として他に提供し、または提供しようとしているものがある時はその旨およびその内容

2. 債務者・連帯債務者は、連帯保証人に対して提供した前項各号の情報が真実かつ正確であることを表明し、保証します。
3. 債務者・連帯債務者は、連帯保証人に対して提供した第1項各号の情報が真実かつ正確でなかったことにより、保証会社に損害が生じたときは、その責任を負うものとします。
4. 債務者・連帯債務者は、連帯保証人に対して提供した第1項各号の情報が真実かつ正確でなかった場合には、金融機関の請求により、債務者・連帯債務者が金融機関に対して負っているすべての債務の期限の利益を喪失するものとします。

以上

(令和7年7月1日現在)